

平成15年10月8日

### 第3回新市建設計画作成等小委員会

追加資料

## 合併の方式について（協定項目第1号）

合併の方式に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	合併の方式
調整方針	一宮市、尾西市及び木曾川町の合併は、尾西市及び木曾川町を廃し、その区域を一宮市に編入する編入合併とする。 ただし、「対等の精神」の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互いに尊重しつつ、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指すものとする。

協議状況	
提案	平成15年10月8日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

（注）ここでいう一宮市とは、現在の一宮市をいうものである。

(参考資料：編入合併において**対等**を謳った「合併の方式」に関する調整方針の先進事例)

協議会名	調整方針
岐阜広域	<p>合併の方式は、羽島市、柳津町、笠松町及び北方町を廃し、その区域を岐阜市に編入する編入合併とする。ただし、各市町のまちづくりの歩みを尊重し、その文化や伝統を守り、地域の個性を担保する、限りなく新設に近い合併となるよう配慮するものとする。</p>
八戸地域	<p>三戸郡階上町、福地村、南郷村、名川町、南部町、田子町及び新郷村を廃し、その区域を八戸市に編入する編入合併とする。ただし、8市町村が対等な立場で合併効果を楽しむものとする。</p>
取手市・藤代町	<p>合併の方式 「対等合併・編入方式とする」 (合併の理念について)</p> <p>①取手市及び藤代町の合併は、対等合併・編入方式とする。「対等合併・編入方式」の概念は、法形式的には藤代町を取手市に編入する方式をとりつつ、実質的な協議は対等で行う方法をいう。</p> <p>②合併の協議においては、互惠互譲の精神に立って双方が全て対等に行うものとする。</p> <p>③合併後の新市においては、旧市町の住民の平等な立場を尊重し、積極的な融和を図る施策を展開するものとする。</p>

## 財産の取扱いについて（協定項目第5号）

財産の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	財産の取扱い
調整方針	尾西市及び木曾川町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて一宮市に引き継ぐものとする。

協議状況	
提案	平成15年10月8日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

（注）ここでいう一宮市とは、現在の一宮市をいうものである。

(参考資料：編入合併の場合の「財産の取扱い」に関する調整方針の先進事例)

市町村名	調 整 方 針
田原市	赤羽根町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて田原町に引き継ぐものとする。ただし、基金については、類似のものを田原町の基金に統合し、減債基金は合併時に廃止するものとする。
新発田市	豊浦町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて合併後の新発田市（以下「新市」という。）に引き継ぐ。 なお、本田財産区の財産は、本田財産区財産として新市に引き継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来慣行によるものとする。
野田市	関宿町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて野田市に引き継ぐものとする。
新居浜市	別子山村の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。
呉市	下蒲刈町の財産及び公の施設は、すべて呉市に引き継ぐものとする。
廿日市市	佐伯町及び吉和村の所有する財産は、すべて廿日市市に引き継ぐものとする。